



第 4 2 内 地 内  
キ 使 用 の 部 分 な し  
事 業 の 認 定 を し た 理 由  
平成 15 年 11 月 6 日 に 茨 城 県 よ り 申 請 の あ っ  
た 県 道 土 浦 江 戸 崎 線 改 築 工 事 ( 県 道 土 浦 江 戸  
崎 線 バ イ パ ス 荒 川 本 郷 工 区 ・ 茨 城 県 稲 敷 郡 阿 見 町  
字 沖 新 田 字 新 道 下 地 内 か ら 同 県 稻 敷 郡 阿 見 町  
大 字 荒 川 本 郷 工 事 ( 以 下 「 本 件 事 業 」 と い う 。  
う 町 道 付 替 工 事 業 認 定 の 理 由 は 、 以 下 の と お り  
 ) に 関 す る 事 業 認 定 の 理 由 は 、 以 下 の と お り  
で あ る 。  
1 土 地 収 用 法 第 20 条 第 1 号 の 要 件 へ の 適 合 性  
に つ い て  
本 件 事 業 の 県 道 土 浦 江 戸 崎 線 改 築 工 事 ( 以  
下 「 本 体 工 事 」 と い う 。 ) 及 び 本 体 工 事 の 施  
工 に 伴 い 町 道 の 機 能 を 維 持 す る た め の 付 替 工

事（以下「関連工事」という。）は、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法（昭和27年法律第180号）による道路に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性

について

本件事業は、茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷字戸隠地内から同県同郡同町大字荒川本郷字内キ地内までの延長1,673mを全体計画区間（以下「本件区間」という。）とする県道土浦江戸崎線の改築事業であるところ、道路法第15条において「都道府県道が行う。」とされ、その路線の存する都道府県が行う。」とされ、このことから、本件事業の起業者である茨

城県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 申請事業の施行により得られる公共の利益

について

本件事業は、本件区間に係る県道土浦江戸崎線（以下「現道」という。）の交通渋滞の緩和及び安全な交通の確保を主な目的

として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第4種第1級の規格に基づく4車線の

バイパスを建設する事業である。

県道土浦江戸崎線は、土浦市から稲敷郡阿見町を経由し、同郡江戸崎町に至る重要

な路線であるところ、現道の大半が幅員 5.0 m と狭小な 1 車線道路であり、特に朝の通勤時間帯には、慢性的な渋滞が生じている。

現在、東日本旅客鉄道株式会社常磐線（以下「JR 常磐線」という。）の東側において、土浦市から牛久市までの各駅周辺の市街地を直接的に連絡する路線が未整備であることから、これらの市街地間の交通は、幅員狭小な地域内道路及び現道を利用して、このことが、現道における交通混雑の大きな原因となっている。

現道における 1 日当たりの自動車交通量は、平成 11 年度道路交通センサスによると、現道の稲敷郡阿見町大字荒川本郷地内の阿見町道 1099 号線との交差点で 12,947 台であ

り、起業者が平成15年10月に実施した調査  
によると、現道の上方向に最長で800mの渋  
いて同郡江戸崎町方にある。。  
滞長が確認され、稲敷郡阿見町上本郷地区  
また、現道は、稲敷郡阿見町沿道には本  
等の集落中心部を通過し、その沿道にもか  
郷小学校等の公共施設の交通安設が未整備  
かわらず、歩道等署にあり、平成14年に  
では阿見町域内の現道に死亡事故1件  
を含む39件の交通事故が、道路構造令で規  
本件事業の完成により、道路構造令で規  
定する自転車の歩行者道を備えた線形良好な  
幅員25.0mの4車線バイパスが整備され、  
既に供用済みである竜ヶ崎・牛久都計画  
道路3・3・9貝塚・中根線と接続するこ

ととななる。これによつて、JR常磐線東側、  
における南北方向の道路交通網が形成され、  
土浦市と牛久市とを結ぶ自動車交通が分散交  
さねる。このことから、現道の安全かつ円滑な交  
通の確保が可能となると認められる。  
なお、本件事業は昭和43年12月28日に都  
市計画決定され、平成3年12月24日に最終  
の都市計画の変更決定がされた事業であり、  
本件事業の事業計画の内容は変更後の都市  
計画と基本的に整合しているものである。  
以上のことから、本件事業の施行により  
得られる公共の利益は、相当程度存するも  
のと認められる。  
(2) 申請事業の施行により失われる利益につ  
いて  
本件事業は、延長 1,673 m の 4 車線の県



記録保存等の措置を講じることとしている。  
さらに、本件区間は、その大半が、農地  
及び小規模な平地林となっており、周辺環  
境に与える影響は小さいものと考えられる。  
以上を踏まえると、本件事業の施行によ  
り失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で  
述べた失われる利益を比較衡量した結果、  
本件事業の施行により得られる公共の利益  
が失われる利益に優越すると認められる。  
以上のことから、本件事業は、土地収用法  
第20条第3号の要件を充足すると判断さ  
れる。

## 4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性 について

( 1 ) 申請事業を早期に施行する必要性  
本件事業は、3 ( 1 ) で述べたように、現  
道においては車道幅員が狭小であり、歩  
道等についで早期に安全かつ円滑な交通の確保を  
図る必要がある。また、本路線は、茨城県が平成11年6月  
に策定した「茨城県道整備走も  
計画」の歩けらねてい策定した「茨城県第  
のと同県が平成12年3月に策定した「茨城県  
3ボトルネック解消とされ町が平成11年3月に  
さらに、稲敷郡阿見町が平成11年3月に

策定した「阿見町第4次総合計画（後期基本  
本計画）の旨も平成13年度阿見線、整備と、本件事業を早期に施  
集落において浦田位置。また、高い囲及び収用又は使用の別の合  
要におい土浦・木田置る。踏必要の範囲に係る起業地の範囲は、道路構  
に6次土浦・木田置る。踏必要の範囲に係る起業地の範囲は、道路構  
含む沖して位置る。踏必要の範囲に係る起業地の範囲は、道路構  
川とし、以上を必要の範囲に係る起業地の範囲は、道路構  
とられ、以上を必要の範囲に係る起業地の範囲は、道路構  
ら、以上を必要の範囲に係る起業地の範囲は、道路構  
行す起業性に本件事業に定める規格に基づき必要な範囲で  
(2) 理性本件事業に定める規格に基づき必要な範囲で

あると認められる。  
また、収用の範囲は、本体工事及び関連  
工事により恒久的に設置される施設の使用に  
供する起業地の範囲にとどめられていくこ  
とから、収用又は使用の別についても合理  
的であると認められる。

(3) 収用する公益上の必要性  
以上にかんがみれば、本件事業は、土地  
を収用する公益上の必要があると認められ  
るため、土地収用法第20条第4号の要件を  
充足すると判断される。

5 結論  
1 から4までにおいて述べたように、本件  
事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足  
すると判断される。  
以上の理由により、本件事業について、土

地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定  
をすすめるものである。

第5 土地収用法第26条の2第2項の規定によ  
る図面の縦覧場所 茨城県土浦市役所  
茨城県稲敷郡阿見町役場